

第一種フロン類充填回収業登録申請書作成の手引き

平成 27 年 4 月

(令和 2 年 4 月改定)

(令和 3 年 1 月改定)

(令和 7 年 9 月改定)

(令和 8 年 3 月改定)

富山県生活環境文化部環境政策課

目 次

	頁
1 第一種フロン類充填回収業の登録申請	1
(1) 第一種フロン類充填回収業の登録申請書	1
(2) 添付書類	2
① 本人を確認できる書類	
② フロン類回収設備の所有権を有することなどを証する書類	
③ フロン類回収設備の種類及びその設備の能力を説明する書類	
④ 申請者等が法に定める欠格要件に該当しないことを説明する書類	
⑤ フロン類の回収に係る十分な知見を有する者の資格を説明する書類	
⑥ フロン類の充填に係る十分な知見を有する者の資格を説明する書類	
2 登録申請後の手続き等	4
(1) 県知事から申請者への通知	4
(2) 登録の更新	4
(3) 登録の変更届出	4
(4) 廃業等の届出	5
(5) 登録の抹消	5
(6) 登録の取消し等	5
(7) 第一種フロン類充填回収業者の記録等	6
(8) 県知事への報告	7
○ 様式等一覧	
・ 様式第1 第一種フロン類充填回収業者登録（登録の更新）申請書	
・ 別紙 1 法第11条第1項に規定する欠格要件に該当しないことを説明する書類	
・ 別紙 2 フロン類の回収に係る十分な知見を有する者の資格を説明する書類	
・ 別紙 3 フロン類の充填に係る十分な知見を有する者の資格を説明する書類	
・ 様式第2 第一種フロン類充填回収業者変更届出書	
・ 別記様式 第一種フロン類充填回収業者廃業等届出書	
・ 様式第3 第一種フロン類充填回収業者のフロン類充填量及び回収量等に関する報告書	
・ 参 考 第一種特定製品に関するフロン類の充填・回収・処理記録表	
○ 参考	
【各種様式の記載例等】	
① 登録申請書の記載例等	
② 充填証明書・回収証明書の例	
③ フロン類の種類	
④ フロン類回収装置の種類及び能力一覧表	

はじめに

オゾン層の破壊や地球温暖化に深刻な影響を与えるフロン類の大气中への排出を抑制するため、平成13年に業務用の冷凍空調機器を廃棄する際のフロン類の回収を義務付けた「特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律（フロン回収・破壊法）」が制定されました。

これにより、業務用冷凍空調機器に冷媒として充填されているフロン類の回収を業として行おうとする者は、県知事の登録を受けることが必要となりました（登録を受けた者を第一種フロン類回収業者といいます）。また、平成18年には、行程管理制度の導入、機器整備時のフロン回収の義務化等を追加した法改正が行われました。

その後、「オゾン層を破壊しないものの温室効果の大きい代替フロン（HFC）の急増」、「機器廃棄時の冷媒回収率の低迷」、「機器使用中の大規模漏えいの判明」等の問題についてノンフロン・地球温暖化への寄与が小さい製品の技術開発・商業的な進展及び国際的な規制強化の動きがあることを踏まえ、フロンの回収・破壊だけでなく、フロン製造から廃棄までのライフサイクル全体にわたる包括的な対策が必要とされました。このため、平成25年6月に、フロン回収・破壊法が改正され、名称も「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（フロン排出抑制法）」に改められました（平成27年4月1日施行）。

しかしながら、ライフサイクル全体の対策の中でも、機器廃棄時のフロン類の回収率の低迷は長年の課題となっており、回収率向上のため、機器廃棄時の取組、とりわけ建物解体時や機器が引き取られる際の取組について規制を強化する法改正がなされ、令和2年4月から施行されました。

この手引きは、第一種フロン類充填回収業の登録を受けようとする事業者向けに作成したものであり、登録申請書作成の際にご利用ください。

なお、押印を求める手続の見直し等のための経済産業省・環境省関係省令の一部を改正する省令が令和2年12月に施行されたことにより、様式の一部が変更となり押印が不要となっております。

また、フロンの充填・回収に係る法令義務等の詳細につきましては、「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（フロン排出抑制法） 充填回収業者・引渡受託者・解体工事元請業者・引取等実施者等に関する運用の手引き」（環境省・経済産業省作成）をご参照ください。

（URL：<http://www.env.go.jp/earth/earth/24.html>）

なお、この手引きは、今後の運用状況等を踏まえ改訂することがあります。

1 第一種フロン類充填回収業の登録申請

（1）第一種フロン類充填回収業の登録申請書（法第27条第2項）

- ① フロン類充填回収業を行おうとする者は、登録申請書（様式第1）に主務省令で定める下記（2）の書類を添えて、県に2部提出してください（控えが必要な場合は3部提出してください。郵送の場合は返信用封筒も同封ください。）。また、別途登録手数料の納付が必要になります。

【手数料納付額】

令和8年6月30日まで：5,000円、令和8年7月1日から：5,400円

富山県電子申請サービスによるオンライン支払または手数料等収納窓口にてお支払いください。なお、申請者にあっても写しを保存するようにしてください。

- ② 申請書様式第1の備考欄には、申請に係る事項の補足的説明やフロン類の回収を自ら行う者若しくはフロン類の回収に立ち会う者の氏名又はフロン類の充填を自ら行う者若しくはフロン類の充填に立ち会う者の氏名等を任意で記載してください。

(2) 添付書類

登録申請書（様式第1）には次の書類を添付してください。

① 本人を確認できる書類

- ・ 個人の場合は、発行した日より3か月以内の住民票の写し
- ・ 法人の場合は、発行した日より3か月以内の登記事項証明書

② フロン類回収設備の所有権を有することなどを証する書類

- ・ 自ら所有している場合は、購入契約書、納品書、領収書、販売証明書のうち、いずれかの写し
- ・ 自ら所有権を有していない場合は、借用契約書、共同使用規程書、管理要領書等のうち、いずれかの写し

③ フロン類回収設備の種類及びその設備の能力を説明する書類

- ・ 申請書に記載された以下の項目について、それを説明する書類として、取扱説明書、仕様書、カタログ等の該当部分の写し

○ フロン類の回収設備の種類

- ・ 単独の設備 / CFC、HCFC、HFC
- ・ 兼用の設備 / CFC・HCFC兼用、CFC・HFC兼用、HCFC・HFC兼用、CFC・HCFC・HFC兼用

○ 回収設備の能力の区分

- ・ 200g/min 未満
- ・ 200g/min 以上

現在使用されているフロン類の回収設備の種類及び能力の一覧については、一般財団法人日本冷媒・環境保全機構の冷媒回収推進・技術センター（RRC）のウェブサイトをご参照ください。

<<http://www.rrc-net.jp>>

④ 申請者等が法に定める欠格要件に該当しないことを説明する書類

- ・ 申請者（法人にあっては、その法人及び法人の役員）が法第29条第1項各号に該当しない者であることを誓約した書類（別紙1）

⑤ フロン類の回収に係る十分な知見を有する者の資格を説明する書類

- ・ フロン類及びフロン類の回収方法について十分な知見を有する者の資格を説明した書類（別紙2）
- ・ 資格を証明する書類の写し

十分な知見を有する者とは、第一種特定製品の冷媒回路の構造や冷媒に関する知識を持ち、フロン類の回収作業に精通した者が考えられ、業務用冷凍空調機器のフロン類の回収に関する資格には主に次のようなものがあります。

- ・冷媒フロン類取扱技術者
- ・冷媒回収推進・技術センター（RRC）が認定した冷媒回収技術者
- ・高圧ガス製造保安責任者（冷凍機械）
- ・冷凍空気調和機器施工技能士（中央職業能力開発協会）
- ・冷凍空調工事保安管理者（高圧ガス保安協会）
- ・フロン回収協議会等が実施する技術講習会合格者
- ・冷凍空調技士（日本冷凍空調学会）
- ・技術士（機械部門（冷暖房・冷凍機械））

⑥ フロン類の充填に係る十分な知見を有する者の資格を説明する書類

- ・フロン類及びフロン類の充填方法について十分な知見を有する者の資格を説明した書類（別紙3）
- ・資格を証明する書類の写し及び下記B、Cの場合には講習の受講を証明する書類の写し

業務用冷凍空調機器のフロン類の充填に関する資格には主に次のようなものがあります。

A 冷媒フロン類取扱技術者

B 一定の資格を有し、かつ、充填に必要となる知識等^{※1}の習得を伴う講習を受講した者。一定の資格としては、主に次のような資格があります。

- ・高圧ガス製造保安責任者（冷凍機械）
- ・高圧ガス製造保安責任者（冷凍機械以外）であって、第一種特定製品の製造又は管理に関する業務に5年以上従事した者
- ・冷凍空気調和機器施工技能士（中央職業能力開発協会）
- ・冷凍空調技士（日本冷凍空調学会）
- ・冷凍空調工事保安管理者（高圧ガス保安協会）

C 十分な実務経験^{※2}を有し、かつ、充填に必要となる知識等の習得を伴う講習を受講した者

環境省により適正性が確認された講習については下記参照

(http://www.env.go.jp/earth/ozone/cfc/law/kaisei_h27/koushuu.html)

※1 充填時には以下の知識が必要となる

- ・冷凍空調の基礎
- ・使用機器の構造・機能
- ・冷媒配管
- ・運転・診断
- ・漏えい点検・修理
- ・漏えい予防保全（漏らさない技術）
- ・冷媒設備に係る法規
- ・フルオロカーボンにかかる地球環境問題（必須ではないが望ましい）

※2 日常の業務において冷媒の充填に3年以上携わってきた者

2 登録申請後の手続き等

(1) 県知事から申請者への通知

① 登録の通知（法第 28 条第 2 項）

県知事は、下記②の登録を拒否する場合を除き、登録簿に登録したときは、遅滞なくその旨を申請者に通知します。

② 登録を拒否した場合の通知（法第 29 条第 2 項）

県知事は、申請者等が次のいずれかに該当するときは、登録を拒否するとともに、遅滞なく、その理由を示して、その旨を申請者に通知します。

I. 申請者等がフロン排出抑制法第 29 条に定められている欠格要件に該当するとき

ア 精神の機能の障害により第一種フロン類充填回収業者の業務を適切に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者

イ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

ウ フロン排出抑制法等に違反して罰金以上の刑に処せられ、2 年を経過しない者

エ 登録を取り消され 2 年を経過しない者 など

II. フロン類回収設備の所有権、種類及び能力が次の条件を満たしていないとき

ア 事業所ごとにフロン類回収設備が使用できること

イ 回収しようとするフロン類の種類に対応するフロン類回収設備を所有していること

ウ フロン類の充填量が 50kg 以上のものを回収しようとする場合、そのフロン類の種類に対応するフロン類回収設備の能力が 200g/min 以上であること

III. 申請書又は添付書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、又は重要な事実の記載が欠けているとき

(2) 登録の更新

① 登録の有効期間（法第 30 条第 1 項）

登録の有効期間は、県知事が登録簿に登録した日から5 年です。

なお、登録の有効期間の満了日までに更新の申請が行われなければ、その期間の経過によって、その効力を失います。

② 登録更新の申請（法第 30 条第 2 項）

登録更新の申請は、登録申請と同様、登録申請書（様式第 1）に添付書類を添えて、県に 2 部提出してください（控えが必要な場合は 3 部提出してください。郵送の場合は返信用封筒も同封ください。）。また、別途登録更新手数料の納付が必要になります。

【手数料納付額】

令和 8 年 6 月 30 日まで：4,000 円、令和 8 年 7 月 1 日から：4,300 円

富山県電子申請サービスによるオンライン支払または手数料等収納窓口にてお支払いください。なお、申請者にあっても写しを保存するようにしてください。

(3) 登録の変更届出（法第 31 条）

- ① 次の事項に変更があった場合は、変更があった日から 30 日以内に、登録変更届出書（様式第 2）により、その届出に係る変更後の書類を添付して登録を受けた県に届出をしなければなりません。

- ・ 氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名
- ・ 事業所の名称及び所在地
- ・ 対象とする第一種特定製品の種類及び充填・回収しようとするフロン類の種類
- ・ 登録申請したフロン類回収設備の種類、設備の能力及び台数のうち、設備の種類

例えば、

登録申請時に「CFC 用」1 台、「HFC 用」1 台を所有していたが、「CFC・HCFC 兼用」を 1 台追加（又は買い換え）した場合は、変更届出の対象となります。

しかし、「CFC・HCFC・HFC 兼用」を 1 台所有していたが、さらに「CFC・HCFC・HFC 兼用」を 1 台追加（又は買い換え）した場合は、変更届出の対象となりません。

- ② 県知事は、変更の届出があった場合は、法第 28 条及び法第 29 条の規定を準用します。
（登録簿への登録実施及び届出者への登録の通知、登録の拒否）

(4) 廃業等の届出（法第 33 条第 1 項）

- ① 申請者が次のいずれかに該当するに至った場合は、該当するに至った日から 30 日以内に登録を受けた県に届出をしなければなりません。（別記様式）

- ・ 死亡した場合
- ・ 法人が合併により消滅した場合
- ・ 法人が破産により解散した場合
- ・ 法人が合併及び破産以外の理由により解散した場合
- ・ 富山県の区域内において第一種フロン類充填回収業を廃止した場合

- ② 上記の消滅や廃止等に至ったときは、登録はその効力を失うこととなります。

- ③ 廃業等を届け出る際には、その年度内で廃業等の要件に該当することとなった日までの充填量、回収量等についても、様式第 3 に基づき報告することが必要となります（(8) 県知事への報告参照）。

(5) 登録の抹消（法第 34 条）

県知事は、次の場合にあつては、登録を抹消します。

- ① 5 年ごとの更新を受けなかった場合や第一種フロン類充填回収業を廃止した場合等は、登録はその効力を失い、その際、県知事は第一種フロン類充填回収業者の登録を抹消します。
- ② 法に基づく処分に違反したときなど、県知事が登録を取り消した場合は、県知事はその登録を抹消します。

(6) 登録の取消し等（法第 35 条）

県知事は、第一種フロン類充填回収業者が次の事項に該当するときは、登録の取消しなどの処分を行うことができます。

また、県知事がこの処分を行ったときは、その理由を示して申請者に通知します。登録取消しが行なわれた場合、その年度内で廃業等の要件に該当することとなった日までの充填量、回収量等についても、様式第3に基づき報告することが必要となります（（8）県知事への報告参照）。

- ・不正の手段により、第一種フロン類充填回収業者の登録を受けたとき
- ・回収の用に供する設備が「登録基準」に適合しなくなったとき
- ・「精神の機能の障害により第一種フロン類充填回収業者の業務を適切に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者」等の欠格要件に該当することとなったとき
- ・フロン排出抑制法等に基づく処分に違反したとき

（7）第一種フロン類充填回収業者の記録等（法第47条第1項）

第一種フロン類充填回収業者は、フロン類の充填量・回収量等について次のとおり記録し保存しなければなりません。

① 記録の内容

○充填量等

- ・第一種特定製品の整備が行われる場合において第一種特定製品に冷媒としてフロン類を充填した年月日
- ・当該充填に係る整備を発注した管理者及び整備者の氏名又は名称及び住所
- ・第一種特定製品の設置に際して充填した場合又はそれ以外の整備に際して充填した場合の別ごとに、当該充填に係る第一種特定製品の種類及び台数
- ・充填したフロン類の種類ごとの量（回収した後に再び当該第一種特定製品に冷媒として充填した量を除く。）

○回収量等

- ・第一種特定製品の整備又は第一種特定製品の廃棄等が行われる場合において第一種特定製品の整備が行われる場合又は第一種特定製品の廃棄等が行われる場合の別
- ・フロン類を回収した年月日
- ・当該回収に係る整備を発注した管理者及び整備者（廃棄の場合：廃棄等実施者及び引渡受託者）の氏名又は名称及び住所
- ・当該回収に係る第一種特定製品の種類及び台数
- ・回収したフロン類の種類ごとの量（第一種特定製品の整備が行われる場合において、回収した後に再び当該第一種特定製品に冷媒として充填した量を除く。）

○確認台数等

- ・フロン類が充填されていないことを確認した年月日
- ・当該確認の委託をした第一種特定製品廃棄等実施者の氏名又は名称及び住所
- ・当該確認に係る第一種特定製品の種類及び台数

○再生量等

- ・法第50条第1項ただし書の規定により第一種フロン類再生業を行う場合においてフロン類を再生した年月日
- ・再生をしたフロン類の種類ごとの量

- ・当該再生をしたフロン類を冷媒として充填した年月日
 - ・当該充填に係る整備を発注した管理者の氏名又は名称及び住所
 - ・当該再生をしたフロン類を充填した量
- 第一種フロン類再生業者への引渡数量等
- ・フロン類を第一種フロン類再生業者に引き渡した年月日
 - ・引き渡した相手方の氏名又は名称
 - ・引き渡したフロン類の種類ごとの量
- フロン類破壊業者への引渡数量等
- ・フロン類をフロン類破壊業者に引き渡した年月日
 - ・引き渡した相手方の氏名又は名称
 - ・引き渡したフロン類の種類ごとの量
- フロン類を施行規則第49条第1号に規定する者に引き渡した場合
- ・フロン類を施行規則第49条第1号に規定する者へ引き渡した年月日
 - ・引き渡した相手方の氏名又は名称
 - ・引き渡したフロン類の種類ごとの量
- フロン類を施行規則第49条第2号に規定する者に引き渡した場合
- ・フロン類を施行規則第49条第2号に規定する者へ引き渡した年月日
 - ・返却の年月日
 - ・申請者の氏名又は名称及び住所
 - ・引き渡したフロン類の種類ごとの量

② 記録方法

第一種フロン類充填回収業者は、これを5年間保存する必要があります。

- ・記録は、帳簿の代わりに電子媒体等の電磁的方法により作成し、保存することができます。
- ・帳簿の代わりに伝票を活用することもできます。
- ・帳簿は、充填・回収した場所等の記録を都道府県ごとに分けておく方が便利です。

(8) 県知事への報告（法第47条第3項）

第一種フロン類充填回収業者は、様式第3により作成した報告書を毎年度、年度終了後45日以内（5月15日まで）に登録を受けた県に提出しなければなりません。

① 報告の義務

- ・報告の対象期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までとします。
- ・報告は、登録を受けた県ごとに行うことになります。登録した県内での区域（充填・回収した場所）に関する充填量・回収量等が対象となり、これを報告することになります。

例えば、

〇〇県で充填（回収）した量等は〇〇県へ、▲▲県で充填（回収）した量等は▲▲県へ、それぞれ報告することになります。

- ・充填量・回収量等の実績がない場合も報告する必要があります。

② 報告の内容

報告書に記載する内容は、次のとおりです。

A フロン類のフロン類の種類ごと、整備・廃棄等別ごとに、

- ・回収した第一種特定製品の種類ごとの台数及び回収量
- ・年度当初の保管量
- ・第一種フロン類再生業者に引き渡した量
- ・フロン類破壊業者に引き渡した量
- ・法第50条第1項ただし書の規定により自ら再生し、充填したフロン類の量
- ・第49条第1号に規定する者に引き渡した量
- ・年度末の保管量

B 機器の設置・設置以外別ごとに、

- ・充填した第一種特定製品の種類ごとの台数及び充填量

C 機器の種類別ごとに、

- ・法第41条の規定によりフロン類が充填されていないことの確認を行った第一種特定製品の台数